

静岡県告示第74号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年2月10日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	沼津市西浦久料字仲磯 239番の1地内	前	18.9~20.1	36.0
			後	19.3~24.8	36.0

=====

静岡県告示第75号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年2月10日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川川根線	掛川市孕石字向山 356番の8	前	11.5~12.0	13.0
			後	11.5~25.0	13.0